

令和6年度 いわき市ゼロカーボンライフスタイル促進補助制度のご案内

いわき市では、環境負荷の少ないまちづくりを推進するため、住宅に環境負荷軽減に資する機器を設置した市民を対象に、その費用の一部を補助しています。

1. 申請受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（予算額に達した時点で受付終了）

2. 補助対象機器、補助額及び補助件数等 下線部：令和6年度からの変更箇所

補助対象機器 (未使用のものに限る)	補助額	対象要件等
太陽光発電システム	1万円/kW (上限4万円)	○太陽電池の最大出力の合計またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10kW未満
ペレットストーブ	5万円/台	○据付型の木質ペレットストーブ（薪ストーブは対象外）
定置用リチウムイオン蓄電システム	蓄電容量1kWh <u>あたり1万円</u> (上限10万円)	○蓄電容量が1kWh以上 ○自宅の太陽光発電システムにより発電した電力を蓄えるもの
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	<u>5万円/台</u>	○燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されるもの
電気自動車等充電設備（V2H）	10万円/台	○電気自動車等と住宅との間で相互に電力供給できるもの

※太陽光発電システムの補助額は、太陽電池の最大出力の合計を小数点第3位で四捨五入して算出し、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※定置用リチウムイオン蓄電システムの補助額は、蓄電容量を小数点第2位で四捨五入して算出します。

3. 補助の対象となる方

- 自ら居住する住宅（店舗、事務所等の用途を兼ねるものを含む。）に機器を購入し設置した方又は自ら居住する機器付き住宅を購入した方
- 令和6年度内に機器を設置した方

売電ありの太陽光発電システムの場合：電力受給開始日が令和6年4月1日～令和7年3月31日
売電なしの太陽光発電システムの場合：系統連系承諾日が令和6年4月1日～令和7年3月31日
- いわき市の市税を完納している方
- 市内に事務所又は事業所を有する者が販売又は施工する機器を設置した方（ペレットストーブを除く。）
- 補助を受けようとする機器に対する市の補助金、交付金等を受けていない方
- いわき市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は社会的非難関係者※でない方
(※ 社会的非難関係者は、提出書類「機器設置報告書兼同意書」下段をご参照ください。)

4. 手続きの流れと申請書類 裏面参照

《申請及び問い合わせ先》

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市 生活環境部 環境企画課 環境企画係 (市役所本庁舎6階)

電話 (0246) 22-7528 FAX (0246) 22-1286

手続きの流れと申請書類

1. 工事完了＝機器設置日*

※ 太陽光発電システムの場合
・売電ありの太陽光発電システム：電力受給開始日
・売電なしの太陽光発電システム：系統連系承諾日

<提出書類>

<各機器共通>

- ①補助金等交付申請書
- ②機器設置報告書兼同意書
- ③市税完納証明申請書（コピーは不可）
 - 発行日から3か月以内のもの（厳守）
- ④機器の設置状況を確認できる写真（カラー）
 - 建物への設置状況を確認できる機器全体の写真と機器本体に貼付されている型式が確認できる写真
 - 太陽光発電システムの場合は、太陽光発電モジュール（枚数が確認できない場合割付図添付）とパワーコンディショナーの写真
- ⑤機器の設置費が確認できる書類の写し（領収書又は契約書等（見積書不可））
 - 対象機器に係る経費の記載がない場合は、別途内訳書等を添付
- ⑥機器の規格、構造等が分かるパンフレット等（写しも可）
 - 太陽光発電システムの場合は、太陽光発電モジュールとパワーコンディショナーの両方
- ⑦機器を設置する住宅の位置図（住宅地図）
- ⑧口座振替依頼書（金融機関の通帳の写しを添付）
- ⑨住民票（コピーは不可）
 - 機器が設置された住宅への居住が確認できるもの
 - 発行日から3か月以内のもの（厳守）
 - マイナンバーが記載されていないもの
- ⑩住宅所有者の機器設置に係る承諾書
 - 当該住宅の所有権を有しない占有者が申請をする場合のみ添付
- ⑪その他市長が必要と認める書類

2. 申請

<太陽光発電システム>※売電の有無で書類が違います！

- ⑫売電あり：電力受給開始日が確認できる書類の写し（電力受給契約確認書等）
- 売電なし：系統連系承諾日が確認できる書類の写し（系統連系承諾書等）

3. 交付決定

⇒「補助金等決定通知書」を市から申請者に送付

<定置用リチウムイオン蓄電システム>

- ⑬太陽光発電システムを設置していることが確認できる書類の写し
 - （売電あり）電力受給契約確認書等（売電なし）系統連系承諾書等
- ⑭太陽光発電システムの設置が確認できる住宅全体の写真（カラー）

4. 交付請求

<提出書類>

- ⑮補助金等交付請求書（申請時に預かることも可）

5. 補助金振込

⇒ 補助金等交付請求書の受理日から、おおよそ1か月後に補助金振込

特記事項

- 複数機器を同時に申請する場合は、機器別に提出書類一式を提出してください。その際、内容の重複する書類（住民票等）は、原本のほかコピーを1部提出することが可能です。
- 書類に不備がある場合は、申請書を受理することができませんのでご注意ください。